

中日オークション規約（入札者用）

中日オークションは、以下の規約に基づいて行われます。事前によくお読み頂き、各条項をご了解の上、中日オークションにご参加下さい。また、中日オークションにご参加された方につきましては、本規約を了解したものとみなします。

第1条 定義

- 1 落札者
オークションが最終的に最高額入札者と認定した者をいいます。
- 2 買歩
オークションによって売買契約が成立した場合に落札者が当会に対して支払う手数料をいいます。
オークション成立時に落札者が当会に対して支払う買歩は、落札代金の15%でこれに対しては別途、消費税がかかります。
- 3 オークションア
オークションの司会・進行役をいいます。
- 4 パドル
入札の意思表示をオークションアに対して示す際に使用する札をいいます。

第2条 原則

- 1 中日オークション（以下「当会」といいます。）は、公開のオークションであり、原則として入札参加の希望を事前に申し出ることによってオークションに参加することができます。なお、例外的に当会の了承があった場合には、オークション当日に会場にて受付をすることで、オークションに参加することができます。
- 2 当会は独自の判断で理由を告げる事なしに、競売参加を拒否する権限を有し、必要に応じて本規約を変更できるものとします。
- 3 本規約は、日本国の法律をその法的根拠としています。オークションへの入札参加者は、必ず本規約をお読みになって規約に定められた内容には無条件に従うことを求められ、これに了承したものとみなします。
- 4 当会は商品の真贋について一切の責任を負いません。買い受けを希望する入札参加者は、自己の判断において申込みをしななければなりません。
- 5 本規約には、日本語文と中国語文がありますが、その規約間に齟齬等があったとしても、日本語による規約が優先します。

第3条 カタログ及び目録

- 1 当会は、オークション参加希望者に対して、商品の掲載されたカタログ及び目録（以下、併せて「当カタログ」といいます。）を作成することがあります。当カタログは参加者にとって商品の参考となるべく作成されたものであり、そこに掲載されている写真および説明（作者、年代、寸法、重量、素材、技法、真性、来歴、状態等）については、売買の根拠をその表記によって何ら保証するものではありません。よって、当カタログの記載内容について、当会は何ら法的な義務を負うものではありません。また、写真の掲載についても、現物の色調や色彩、欠落などを正確に伝えるものではありません。
- 2 当カタログに記載された内容は、事前の予告なくオークションの会場において変更される場合があります。この場合、書面や口頭にて変更通知された内容で、オークションが実施されたものとみなします。
- 3 上記のとおり、当カタログは出品商品の完全なる情報を伝えるものではないことを踏まえて参加されることを改めて喚起致します。したがって、入札参加希望者は、可能な限り下見会に参加して、購買希望商品を自らの目で実査し、自らの責任と判断で購入されますことを強くお勧めいたします。

第4条 入札参加手順

- 1 入札希望者は、あらかじめ当会に対して、身分を証明する物（免許証、パスポート等）を提示し、住所・氏名等、当会の指定する項目の記載された書面（入札参加書）に必要事項を記入する必要があります。
- 2 当会は、入札希望者に対し、事前にまたは当日会場受付において、前項記載の入札参加書が作成された後、パドルをお渡します。
- 3 パドルは、オークション終了後、当会の受付に速やかに返却しなければなりません。

第5条 会場での入札手順

- 1 オークション会場への入場は、受付にてパドルを受け取ることで入場することができます。しかし円滑なオークションの進行を図るため、当会は独自の判断により理由を告げず、すべての入場者に対して会場への入場を拒否する権利を有します。
- 2 オークション会場には、オークション会場における自由な裁量によるオークションの運営を一任するものとします。それは競り売りにおけるスタート価格の決定、競り上がり価格の幅の決定、落札者の決定、拒否などについての裁量のことであり、参加者を含むすべての関係者は、オークションアの裁定に従わなければなりません。また、オークション会場に投影されるロット番号、画像、価格がオークションアの進行と差異が生じた場合、オークションアの進行・決定に従わなければなりません。
- 3 入札希望者は、オークションアに対し、受付にて渡されたパドルを掲げ、落札希望金額を伝えることで入札を行うことができます。
- 4 入札については、日本円に限り、外国通貨での入札は無効とします。
- 5 オークションアは、ハンマーブライズ等によって、落札の意思を確認し、落札者の決定をします。この時点で、当会を代理人とする売主（出品者）と落札者との間の売買契約が成立します。落札者は、落札後に当会規定の落札確認書に署名・捺印していただく必要があります。
- 6 中日オークションで落札された参加者（落札者）は、落札商品1件ごとに、落札価格の15%を買歩として申し受けます。
その際の手数料には消費税が別途加算されます。
- 7 当会は、オークション後の商品に対する他社からの売却等に関する依頼は受ける事はありません。また、売買契約が成立した後であっても、当会の事情を優先して当該契約を解除することができます。その際理由の開示は致しません。

第6条 落札と落札金額の支払い

- 1 オークション後の決済は、開催日当日、日本円による現金または所定のカード（銀聯カード）による決済を原則とします。
- 2 落札者が当会に支払う購入代金は、落札した商品の落札額に買歩、およびそれらにかかる消費税を合計した総額となります。
- 3 落札者は、支払期限（オークション当日）を過ぎても入金をしない場合は、翌日から年18%の遅延損害金を支払う義務が生じます。
- 4 落札者は、原則として、落札した商品に関する売買契約をいかなる理由によっても解除することはできません。
ただし、当会が例外的に解除を認めた場合には、落札価格の30%を違約金として支払うことで解除することができます。
- 5 落札が完了した後、当会ではいかなるクレームも受け付けません。

第7条 商品の受取と発送

- 1 落札商品の所有権は、落札時点で売買契約が成立することから落札者に帰し、落札された商品の管理について当会は一切責任を負いません。
- 2 落札商品は、原則として落札日当日に、他の商品と間違えないよう、当会スタッフとともに関係伝票と照合の上、お引き取り願います。
しかし、当会が了承した場合には後日、引き取りすることも可能ですが、前項記載のとおり、落札後は落札商品について、当会は何らの責任も負いませんので、オークション当日にお引き取りすることをおすすめします。
- 3 落札者にて、商品を発送する希望がある場合には、当会に対して、その旨ご連絡下さい。
その際、落札者はご自身の負担で発送費用を現金（日本円に限る。）にて支払い発送の受け付けをして下さい。
- 4 落札者が、商品の発送を希望する場合には、落札者にて配送先の住所等連絡先を記載することとし、梱包も落札者自身で梱包して頂きます。
梱包資材については、当会が無料にて用意させていただきますが、不足した場合には、落札者ご自身でのご調達をお願いします。
- 5 落札者が、商品を発送する場合には、商品を梱包した箱に必ず当会が渡し、落札時に使用したパドル番号を明記してください。
パドル番号の記載がない場合、発送が遅れることがありますのでご注意ください。
- 6 当会は、配送業者指定及び配送に関わる責任は一切負いません。
- 7 落札者は、配送手続をオークション当日にする必要があります。
- 8 万一、誤って商品が配送された場合、当会は落札者に対してその商品の返還を請求することができます。
この場合、落札者は速やかにこの請求に応じて商品を返還しなければなりません。

第8条 禁止事項

- 1 当会の参加者を他のオークション等へ勧誘する行為
- 2 出品者及び落札希望者を誹謗・中傷する行為
- 3 オークション商品を誹謗・中傷する行為
- 4 当会を誹謗・中傷する行為
- 5 オークション内外で直接取引すること
- 6 オークションの進行を乱す言動
- 7 パドルを他人に貸すこと
- 8 オークション会場で、所定の場所以外での飲食・喫煙
- 9 当会の了承なく、商品に触れること
- 10 オークションアの進行に従わないこと

第9条 注意事項

ワシントン条約で規制されている物（象牙、タイマイ、珊瑚等）を使用した作品は国内取引に限りませので、海外に持ち出すことは出来ません。予めご了承の上ご入札下さい。

第10条 合意管轄

当会のオークションにおいて、当会と参加者との間で、争訟が生じた場合、四日市簡易裁判所を専属的な裁判所とします。
なお、訴訟にかかわるすべての費用は、参加者の負担となり、訴訟になった場合、今後のオークションの参加は禁止とします。

中日オークション規約（出品者用）

中日オークションは、以下の規約に基づいて行われます。事前によくお読み頂き、各条項をご了解の上、中日オークションにご参加下さい。また、中日オークションにご参加された方につきましては、本規約を了解したものとみなします。

第1条 定義

- 1 売歩
オークションによって売買契約が成立した場合に出品者が当会に対して支払う手数料をいいます。
オークション成立時に出品者が当会に対して支払う売歩は、落札代金の10%でこれに対しては消費税がかかります。
- 2 指値
最低落札価格を設定することをいいます。
なお、指値につきましては、20万円未満を指定することはできません。
- 3 落札者
オークションが最終的に最高額入札者と認定した者をいいます。
- 4 買歩
オークションによって売買契約が成立した場合に落札者が当会に対し支払う手数料をいいます。
オークション成立時に落札者が当会に対して支払う買歩は、落札金額の15%でこれに対しては別途、消費税がかかります。
- 5 オークションニア
オークションの司会・進行役をいいます。

第2条 原則

- 1 中日オークション（以下、「当会」といいます。）は、公開のオークションであり、出品希望者は、出品の希望を事前に申し出ることによって、オークションに参加することができます。
同時に、当会は独自の判断で、理由を告げる事なしに、参加を拒否する権限を有し、必要に応じて本規約を変更できるものとします。
- 2 本規約は、日本国の法律をその法的根拠としています。オークションへの参加者は、必ず本規約をお読みになって、規約に定められた内容には無条件に従うことを求められ、これに了承したものとみなします。
- 3 当会は商品の真贋について一切の責任を負いません。
- 4 本規約には、日本語と中国語がありますが、その規約間に齟齬等があったとしても、中日オークションは、日本語による規約が優先します。

第3条 出品参加手順

- 1 出品希望者は、原則として、あらかじめ当会に対して、身分を証明する物（免許証、パスポート等）を提示し、住所・氏名等、当会の指定する項目に記載された書面（参加書）に必要事項を記入する必要があります。
- 2 出品希望者は、あらかじめ当会に対して、当会所定の出品リストに商品名等を記載しなければなりません。
この際、指値がある場合は記載するようお願いいたします。
- 3 当会が、前項の出品リスト及び商品を確認し、出品を了承した商品のみオークションをすることができます。
このとき、当会が出品を不可とした場合、その理由を出品希望者に伝えません。

第4条 出品商品の受付方法

- 1 出品商品については、出品リストを作成し当会に連絡の上、原則として当会所定の期限までに出品者ご自身にて持込みして頂くか、発送して頂くこととなります。
また、出品商品の梱包については、出品者ご自身にてして頂くこととなります。
- 2 前項において、集荷された商品の配送中の事故については、当会は一切の責任を負いません。

第5条 不落札商品の引渡し方法

商品が不落札になった場合、原則として、当会が商品を持ち帰り、出品者に対し、後日、お渡しさせていただきます。

第6条 落札金額の出品者に対する精算

- 1 当会は、出品者に対し、落札された商品について、落札者より全額支払があった後、オークション開催日から1ヶ月前後を精算の期間とし、落札金額から売歩（手数料）10%と、それに対する消費税を除いた金額をご精算させていただきます。
- 2 落札者は、前項の手数料等と落札代金を差し引きすることについて了承した上、参加しなければなりません。
- 3 精算方法は原則、国内口座への振込に限ります。ただし、例外的に当会が了承した場合には現金の引渡しも可能です。
- 4 オークションニアは、ハンマープライス等によって、落札の意思を確認し、落札者の決定をします。
この時点で、当会を代理人とする売主（出品者）と落札者との間の売買契約が成立します。落札者は、落札後に当会規定の落札確認書に、署名・捺印していただく必要があります。
- 5 オークション開催日から1ヶ月以内に落札者より入金がない場合は、全額の入金があり次第、随時ご精算させていただきます。
- 6 万一、落札商品の入金に障害がおきた場合は、落札商品が返品扱いになります。
- 7 当会は、出品者に対し、落札された商品について、オークション終了後、精算書を送付します。

第7条 禁止事項

- 1 当会の参加者を他のオークション等へ勧誘する行為
- 2 出品者及び落札希望者を誹謗・中傷する行為
- 3 オークション商品を誹謗・中傷する行為
- 4 当会を誹謗・中傷する行為
- 5 オークション内外で直接取引すること
- 6 オークションの進行を乱す言動
- 7 パドルを他人に貸すこと
- 8 オークション会場で、所定の場所以外での飲食・喫煙
- 9 当会の了承なく、商品に触れること
- 10 オークションニアの進行に従わないこと

第8条 注意事項

- 1 当会にてお預かりした商品については、乾燥、地震、台風などの気候、天災等の不可抗力による商品の破損などを含め、原因の所在に関わらず当会は、一切の責任を負いません。
- 2 ワシントン条約で規制されている物（象牙、タイマイ、珊瑚等）を使用した作品は国内取引に限りますので、海外に持ち出すことは出来ません。予めご了承の上ご購入下さい。

第9条 合意管轄

当会のオークションにおいて、当会と参加者との間で、争訟が生じた場合、四日市簡易裁判所を専属的な裁判所とします。
なお、訴訟にかかわるすべての費用は、参加者の負担となり、訴訟になった場合、今後のオークションの参加は禁止とします。

以上